

奈良県訓令第二号

各部課室

各出先機関

奈良県職員服務規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第二号）の一部を次のように改正し、令和七年十一月一日から施行する。

令和七年十月三十一日

奈良県知事 山下 真

第二条第二十四号ウ中「及び万博推進室」を削る。